

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 40 回残留農薬部会

日時 : 2008 年 4 月 14 日 (月) ~4 月 19 日 (土)

場所 : 中国 (杭州)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	2007 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPP) からの一般審議事項の報告
5.	食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
6.	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
7.	残留農薬の分析法に関する検討事項 (特別作業部会にて検討)
a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関する討議文書
b)	乳脂肪の全乳からの分離法に関する討議文書
c)	残留農薬分析の欧州モデル: 欧州技能試験を通じて得られた経験
8.	MRL を定期的に再評価する手順の検討に関する討議文書
9.	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
10.	その他の事項及び今後の作業
i)	Global Minor Use Summit から提起された事項の検討
ii)	乳及び乳脂肪の最大残留基準値
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

※標記会合と並行して、2008 年 4 月 15 日 (火) に「分析法に関する特別作業部会」(議題 7 に関連) が開催される予定。

第 40 回 Codex 残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2008 年 4 月 14 日 (月) ～19 日 (土)
場所：杭州 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5：食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案

前回会合でステップ 6 または 3 に戻された MRL 案・原案、ならびに、JMPR により新たに勧告された MRL 原案(CL2007/40-PR)について、検討が行われる予定である。具体的には以下の物質の MRL 案・原案について検討がなされるものと考えられる。

検討予定品目 (ステップ 7)

Acephate (095)	Bifenazate (219)	Captan (007)	Carbaryl (008)
Carbendazim (072)	Carbofuran (096)	Carbosulfan (145)	Chlorpyrifos-Methyl (090)
Dimethoate (027)	Endosulfan (32)	Esfenvalerate (204)	Fenitrothion (037)
Fenpyroximate (193)	Haloxypop (194)	Indoxacarb (216)	Malathion (049)
Metalaxyl-M (212)	Methamidophos (100)	Methomyl (094)	Mevinphos(053)
Oxamyl (126)	Oxydemeton-Methyl (166)	Phosmet (103)	Prochloraz (142)
Quinoxifen (222)	Thiabendazole (065)		

検討予定品目 (ステップ 4)

Aminopyralid (220)	Bifenazate (219)	Carbaryl (008)	Clofentezine (156)
Cyfluthrin (157)	Cyromazine (169)	Dimethomorph (225)	Difenoconazole (224)
Fenitrothion (37)	Fenpyroximate (193)	Flusilazole (165)	Guazatine (114)
Haloxypop (194)	Indoxacarb (216)	Phosmet (103)	Propiconazole (160)
Pyrimethanil (226)	Quinoxifen (222)	Thiabendazole (065)	Triadimefon (133)
Triazophos (143)	Zoxamide (227)		

各基準値案が採用された場合、今後我が国で当該基準値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で対処したい。

議題 6 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案

本件においては、現在、食品分類のうち、鱗茎野菜 (Bulb Vegetables) および果菜 (Fruiting Vegetables) の食品分類並びに代表作物 (representative crops) に関する議論が行われている。

このうち、代表作物については、前回会合において代表作物を「選ぶ」作業は時期尚早であることから、各国が代表作物を選ぶ際の「原則」及び「ガイダンス」を食品分類とは別の文書として作成することが合意されている。

しかしながら、今次会合文書においては食品分類の中で、代表作物を選ぶことを前提とした記述がなされている。我が国は、各国における摂食量、生産量、それぞれの

食品の大きさなどが異なることから、世界共通の代表作物の選定は困難であり、「原則及びガイダンス」の作成を進めるべきと一貫して主張してきており、前回会合でも合意されたところである。

このことから、今次会合においても、これまでの主張を継続することとしたい。(なお、本件については、昨年 11 月にメキシコシティにて開催された OECD 農薬作業部会登録作業部会においても同様の議論がなされ、地域の条件を踏まえることが重要である旨が議長総括にも盛り込まれていることにも留意する。)

また、昨年 12 月にローマにて開催された Global Minor Use Summit においても同様の議論が行われており、議題 10(i) (Global Minor Use Summit から提起された事項の検討) においても議題 6 と同様の議論が想定されることから、議題 10(i)についても、一貫性をもって対応することとしたい。

議題 7(a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関する討議文書

前回部会において、農薬の残留に係る結果の不確かさの推定についてガイダンスを作成する方向で作業することとされた。今回の部会では、IAEA (International Atomic Energy Agency) が中心となって作成したガイダンスの概要を含む討議文書に基づき、この議案を本部会の新たな作業として採用するかどうかについて議論される。

測定の不確かさの推定については、国際貿易ばかりでなく、国内産地の自主的な残留農薬分析における結果の取扱いにも影響を及ぼす可能性があることから、科学的な原則に基づくとともに、実行可能なガイダンスが作成されるよう対処されたい。